

資料編

1 関係機関の連絡窓口

令和2年4月1日現在

名称	電話(0940)	防災行政無線	(防災無線)FAX	住所
市行政機関				
宗像市役所	36-1121 FAX 37-1242	78-220-70	1-78-220-75	宗像市東郷1丁目1-1
大島行政センター	72-2211 FAX 72-2821	78-365-70	1-78-365-75	宗像市大島1628-3
宗像地区消防本部 宗像消防署(本署)	36-2425	78-652-70	1-78-652-75	宗像市田熊5丁目1-3
宗像消防署 赤間出張所	32-6837			宗像市徳重2丁目8-1
福津消防署 津屋崎・玄海出張所	62-3815			宗像市牟田尻1860-41
宗像消防署 大島分遣所	72-2310			宗像市大島1650-2
福岡県				
災害時優先	092-641-4734			福岡市博多区東公園7-7
防災危機管理局	092-643-3123	78-700-7022	1-78-700-7390 ~7393	〃
北九州県土整備事務所宗像支所	36-2005 FAX 36-6433	78-824-711	1-78-824-761	宗像市東郷1丁目2-1 宗像総合庁舎2・3階
宗像・遠賀保健福祉環境事務所	36-2045 FAX 36-2592	78-824-751		宗像市東郷1丁目2-1
警察				
福岡県警察本部警備課	092-641-4141	78-700-7202		福岡市博多区東公園7-7
宗像警察署	36-0110			宗像市東郷1丁目2-2
指定地方行政機関				
陸上自衛隊第4師団 第40普通科連隊 (第2中隊)		093-962-7681		北九州市小倉南区北方5-1-1
福岡地方協力本部 (総務課総務計画班)		092-584-1883		福岡市博多区竹丘町1-12
九州農政局		096-355-8533		熊本市西区春日2-10-1 (熊本地方合同庁舎)
福岡財務支局		092-411-7281		福岡市博多区博多駅東2-11-1
九州厚生局		092-707-1115		福岡市博多区博多駅前3-2-8(住友生命博多ビル4階)
九州運輸局		092-673-1190		福岡市博多区博多駅東2-11-1(福岡合同庁舎新館)-
大阪航空局 (福岡航空交通管制部)		福岡 092-621-2221		福岡市東区大字奈多字小瀬抜302-17
福岡海上保安部		092-281-5865		福岡市博多区沖浜町8-1

福岡管区气象台	092-725-3601	福岡市中央区大濠 1-2-36		
指定公共機関及び指定地方公共機関				
西日本電信電話(株)	092-476-6122	福岡市博多区博多駅前 3-2-28		
九州電力(株)福岡営業所	0120-986-203	福津市中央 6 丁目 14-1		
九州旅客鉄道(株)本社	092-474-2501	福岡市博多区博多駅前 3 丁目 25-21		
西鉄バス宗像(株)	0940-35-3554	宗像市陵厳寺 4 丁目 7-1		
西部瓦斯(株)総務広報部	092-633-2239	福岡市博多区千代 1-17-1		
日本銀行福岡支店	092-725-5511	福岡市中央区天神 4-2-1		
日本赤十字社福岡県支部	092-523-1171	福岡市南区大楠 3-1-1		
日本放送協会福岡放送局	092-741-7557	福岡市中央区六本松 1-1-10		
日本郵便事業(株) 宗像郵便局	0940-39-9701	宗像市自由ヶ丘 2-7-9		
福岡県医師会 福岡県歯科医師会	医師会 092-431-4564 歯科医師会 092-771-3531	福岡市博多区博多駅南 2-9-30 福岡市中央区大名 1-12-43		
その他国民保護上重要な機関				
名 称	電話(0940)	防災無線	(防災無線)FAX	住 所
福津市(福岡庁舎)	42-1111	78-362-70	1-78-362-75	福津市中央 1 丁目 1-1
岡垣町	093-282-1211			岡垣町大字野間 1-1-1
鞍手町	0949-42-2111			鞍手町大字中山 3705
宮若市(本庁舎)	0949-32-0510			宮若市宮田 29-1
宮若市(若宮支所)	0949-52-1111			宮若市福丸 272-1
宗像市商工会	36-2268			宗像市東郷 1 丁目 3-10
宗像農業協同組合 総務部	36-4110			宗像市東郷 4 丁目 3-1
宗像漁業協同組合 本所	62-1500			宗像市鐘崎 778-5
宗像市社会福祉協議会	37-1300			宗像市久原 180 メイトム宗像内
宗像医師会	36-2453 FAX 34-2081			宗像市田熊 5 丁目 5-5
宗像歯科医師会	36-7160 FAX 36-6872			宗像市村山田 175-1
宗像薬剤師会	36-7770 FAX 36-7772			宗像市田熊 1209-2
福岡県病院薬剤師会	093-603-1611 (内 3043)			北九州市八幡西区医生ヶ丘 1-1 産業医科大学病院薬剤部内
玄界環境組合 宗像清掃工場	62-0505			宗像市池浦 600-1
宗像地区事務組合	62-0031			宗像市多禮 298

2 自治区域

令和5年4月現在

地区	自治区域
吉武	山附、安ノ倉、吉留、中ノ尾、向口、城南ヶ丘、武本、久戸
赤間	赤間、石丸、富地原、名残、徳重、田久、陵厳寺、三郎丸団地、葉山、緑町、桜、広陵台一丁目、広陵台二丁目、広陵台三丁目、広陵台四丁目、広陵台五丁目、マンション赤間一区、桜美台、栄町
赤間西	三郎丸、土穴、城ヶ谷、赤間ヶ丘一区、赤間ヶ丘二区、城山、大谷、泉ヶ丘一丁目、泉ヶ丘二丁目、アーサー赤間駅前、アンピール赤間駅前
自由ヶ丘	自由ヶ丘第一区会、自由ヶ丘第二区会、自由ヶ丘第三区会、自由ヶ丘南第一区会、自由ヶ丘南第二区会、自由ヶ丘南第三区会、自由ヶ丘南第四区会、青葉台一丁目、青葉台二丁目
河東	平等寺、畑、本村、横山、須恵、稲元、河東、福崎、池浦、ひかりヶ丘、ひかりヶ丘入口城西ヶ丘、平原、中央台、天平台、樟陽台、くりえいと
南郷	昼掛、朝町、野坂、大穂町、大穂、王丸、光岡、原町、宮田、曲、後曲、朝野、東旭ヶ丘
東郷	久原、東郷村、東郷町、田熊町、田熊、平井、大井、三倉、用山、釈迦院、村山田、大井台、和歌美台、大井南
日の里	日の里一丁目、日の里二丁目、日の里三丁目、日の里四丁目、日の里五丁目、日の里六丁目、日の里七丁目、日の里八丁目、日の里九丁目、日の里公団住宅一区、日の里公団住宅二区、日の里公団住宅三区
玄海	多礼、田島、深田、牟田尻、山ノ上、吉田、荒開、五月ヶ丘、下東、上中、段天、江口、神原、泊、豊岡
池野	池田一、池田二、池田三、田野、桜町、大王寺ニュータウン、玄海ニュータウン、公園通り、下大・南ヶ浦
岬	上八一、上八二、浜ノ上、西町、中町、北町、千代川、祓川、京泊東、京泊西
大島	宮崎、東、堂の前、町、西、谷

3 用語の定義

用語	意義
【武力攻撃関連】	
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国として緊急に対処することが必要なものをいう。
N B C 攻撃	武力攻撃のうち、核兵器(Nuclear weapons)、生物兵器(Biological weapons)又は化学兵器(Chemical weapons)による攻撃をいう。
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。
武力攻撃原子力災害	武力攻撃に伴って原子力事業所外(事業所外運搬の場合にあつては、運搬に使用する容器外)へ放出される放射性物質または放射線による被害をいう。
【避難、救援関連】	
要避難地域	住民の避難が必要な地域をいう。
避難先地域	住民の避難先となる地域(住民の避難の経路となる地域を含む。)をいう。
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民保護措置の実施に当たって必要な物資及び資材をいう。
避難住民等	避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。
要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児その他特に配慮を要するもの。
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するもの。
指定行政機関	政令で定める次の機関をいう。内閣府、国家公安委員会、警察庁、防衛庁、防衛施設庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁及び環境省(国民保護法第2条第1項、事態対処法第2条第4号)
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支部局その他の国の地方行政機関で、政令で定められている。(国民保護法第2条第1項、事態対処法第2条第5号)
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定められている。(国民保護法第2条第1項、事態対処法第2条第6号)
指定地方公共機関	県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するものをいう。(国民保護法第2条第2項)
緊急消防援助隊	消防組織法(昭和22年法律第226号)第45条に規定する緊急消防援助隊をいう。
生活関連等施設	国民保護法第102条第1項に規定する生活関連等施設(発電所、ガスホルダー等)をいう。

4 安否情報省令

「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」

(平成17年3月28日総務省令第44号)

最終改正：平成27年9月16日総務省令第76号

(安否情報の収集方法)

第1条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第94条第1項及び第2項(法第183条において準用する場合を含む。)の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第2号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が相当と認める方法によることができる。

(安否情報の報告方法)

第2条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号。以下「令」という。)第25条第2項(令第52条において準用する場合を含む。)の総務省令で定める方法は、法第94条第1項及び第2項(法第183条において準用する場合を含む。)に規定する安否情報を様式第3号により記載した書面(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。)の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の照会方法)

第3条 法第95条第1項(法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による安否情報の照会は、令第26条第1項(令第52条において準用する場合を含む。)に規定する事項を様式第4号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

- 2 法第95条第1項(法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあっては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が相当と認める方法によることができる。
- 3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(安否情報の回答方法)

第4条 法第95条第1項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第5号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の提供)

第5条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長が法第95条第1項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第94条第2項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この省令は、平成17年4月1日から施行する。

(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第2条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）の一部を次のように改正する。

別表電気通信事業紛争処理委員会令（平成13年政令第362号）の項の次に次のように加える。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）	第二十五条第二項
---	----------

別表独立行政法人情報通信研究機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令（平成十六年総務省令第六十九号）の項の次に次のように加える。

武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成十七年総務省令第四十四号）	第二条及び第三条
--	----------

附 則（平成18年3月31日総務省令第50号）

第1条 この省令は、平成18年4月1日から施行する。ただし、本則に1条を加える改正規定及び附則第2条の別表の改正規定のうち第5条に係る部分については、平成19年4月1日から施行する。

(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第2条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）の一部を次のように改正する。

別表武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成十七年総務省令第四十四号）の項を次のように改める。

武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成十七年総務省令第四十四号）	第三条、第四条及び第五条
---	--------------

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む。）	
⑥国籍	日 本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧負傷（疾病）の該当	負 傷 非該当
⑨負傷又は疾病の状況	
⑩現在の居所	
⑪連絡先その他必要情報	
⑫親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※備考	

（注1）本収集は、国民保護法第9条第4項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第9条第5項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生年月日」欄は、元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む。）	
⑥国籍	日 本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧死亡の日時、場所及び状況	
⑨遺体が安置されている場所	
⑩連絡先その他必要情報	
⑪①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して回答することへの同意	同意する 同意しない
※備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑩の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生年月日」欄は、元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続 柄	

（注5）⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

様式第4号（第3条関係）

安否情報照会書

総務大臣 （都道府県知事） 殿 （市町村長）		年 月 日
申請者 住所（居所） 氏名		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 （○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。）		① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③ その他 （ ）
備 考		
照会に係る者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日 本 その他（ ）
	その他個人を識別するための情報	
※申請者の確認		
※備 考		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 ※印の欄には記入しないこと。

様式第5号（第4条関係）

安 否 情 報 回 答 書

年 月 日		
殿		
総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日 本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

5 避難実施要領のパターン例

(1) 武力攻撃事態

パターン	事態想定 の類型	想定事案	避難方法
1	着上陸侵 攻	某国の艦隊が、我が国に侵攻するため、出港準備の情報（◎◎島の全島避難）	市内避難
2	弾道ミサ イル攻撃	我が国に対し、某国が弾道ミサイルを発射し当市に弾着した。	屋内等避難
3	ゲリラ攻 撃	某国の武装工作員が発砲しながら○○地区方面に逃走	市外避難

(2) 緊急対処事態

パターン	事態想定 事案	想定事案	避難方法
4	化学剤に よる攻撃 事案	大型商業施設において、多数の客が呼吸困難となり一部の人は、心肺停止状態となっており、化学剤（有毒ガス）の散布が疑われる場合	屋内等避難 市内避難
5	バスジャ ックによ る自爆テ ロ事案	JR 駅前でバス 2 台が、複数の武装した男にバスジャックされ、爆薬等をちらつかせ、自爆テロ攻撃の恐れがある場合	屋内避難

本市における住民等は、この「避難要領」に基づいて、市職員、消防団等の避難要領に従い、落ち着いて避難して下さい。

記

1 避難の経路、避難の手段その他の避難の方法

- (1) ◎◎島の住民等は、宗像市の△△中学校体育館を避難施設として○月○日○時○○分を目途に公営渡船を利用して全島避難を行います。
- (2) 船舶 ◎◎島の住民等は、集合場所である◎◎島漁港に徒歩により、自治会、町内会、事務所等单位で、○時○○分から○時○○分までを目途に集まって下さい。集合場所から、公営渡船により、○時○○分発の便より順次、○○港に移動します。
- (3) ○○港到着後は、市職員の誘導に従って、バスで市立△△中学校体育館に移動します。要配慮者は、市の車両により移動します。

2 避難を行う住民等に関する伝達事項

- (1) 近隣の住民等に声を掛け合うなど、相互に助け合って避難してください、
- (2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子やヘルメット（頭巾）で頭を保護して靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履いてください。
携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯、貴重品等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにしてください。運転免許証等の身分証明書を身につけて避難してください。
市の職員、消防職員、消防団員、警察官、海上保安官の指示に従って避難してください。
- (3) 留守宅は戸締りしてください。
- (4) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は、以下のとおりです。
宗像市対策本部 電話
宗像市現地対策本部（◎◎島） 電話

3 避難誘導の実施

(1) 職員の役割分担

避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等を配置する。

- ・ 住民等へ避難実施要領を周知する要員
市職員を配置し、○時○○分から住民等への周知を図ります。また放送設備等により住民等への周知を図ります。
- ・ 避難経路に配置する要員
市職員及び消防団員を○時○○分までに避難経路の要所に配置します。
- ・ 残留者を確認する要員
市職員及び消防団員を派遣し、残留者の確認を○時○○分から行います。
- ・ 市対策本部要員
市対策本部に市職員を配置し、対応にあたっております。

- ・ 避難誘導の際の水、食料等支援要員
集合場所である◎◎島漁港に市職員を○時○○分までに配置し、水の支援を行います。
 - ・ 避難施設の運営要員
避難施設となる○○中学校に市職員を○時○○分までに配置し、避難施設の運営を行います。
- (2) 高齢者、障がい者その他避難支援が必要な避難行動要支援者に対する避難誘導誘導にあたっては、避難行動要支援者を優先的に避難誘導する。
また自主防災組織や自治会など住民等にも、福祉関係者との連携の下、市職員、消防団等が行う避難誘導の実施について、協力を要請する。

4 避難実施要領の住民等への伝達

- (1) 担当職員等は、防災行政無線等を用いて、住民等に避難実施要領の内容を伝達する。
その際、市の広報車や消防車両等あらゆる手段を活用する。
- (2) 上記と並行し担当職員等は、避難実施要領について、自治会長、消防団分団長、自主防災組織の長等を通じて、住民等への伝達を依頼する。
- (3) 担当職員等は、避難行動要支援者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。
- (4) 担当職員等は、近隣住民が相互に声を掛け合うように呼びかける。
- (5) 避難行動要支援者については、特に迅速な伝達を心掛ける。
- (6) 外国人に対しては、国際交流協会等必要な機関による協力を要請し、迅速な伝達に心掛ける。

5 避難の誘導

- (1) 職員等は冷静沈着に、毅然たる態度をたもつこと。
- (2) 防災活動服や腕章の着用及び特殊標章等の提示により、避難誘導する者であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を示す。
- (3) 混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかける。
- (4) 学校や事業所においては、原則として、避難先まで集団でまとまって行動するように行動する。

6 残留者の確認

- (1) ○時○○分から○時○○分までの間、速やかに、戸別訪問を行い、残留者がいないか確認する。
- (2) 避難しない残留者については、特別な理由がない限り、避難を行うよう説得を行う。

7 市担当者 宗像市対策本部避難誘導班 電話 FAX

本市における住民等は、この「避難要領」に基づいて、取るべき行動を把握し、直ちに落ち着いて避難してください。

記

1 避難の方法

弾道ミサイル攻撃の恐れがあります。

直ちに、住民等は外出を控え、次の避難の指示が出されるまで、自宅もしくは近隣の鉄筋コンクリート造りなどの堅牢な施設や建築物の地階に避難してください。

2 避難を行う住民等に関する伝達事項

- (1) 室内では、扉、壁、窓ガラスから離れて座ってください。
- (2) 地下のある建物の場合は、できるだけ地階に避難してください。
- (3) 扉、窓を閉め、エアコン、換気扇を停止してください。ただし、室内が酸欠とならないよう注意してください。（ミサイル燃料は人体に有害であり、弾頭に化学剤が含まれる恐れあるため）
- (4) 窓をテープで目張りするなど、できるだけ外気を遮断し、室内を密閉してください。
- (5) 屋内でテレビ・ラジオなどを通じて、行政機関からの情報収集に努めてください。
- (6) 自家用車等を運転している場合は、できる限り道路以外に停車させて避難してください。
- (7) 子供のいる家庭では、玩具類を携行するなど、子供の不安解消を図ってください。
- (8) 市の職員、消防職員、消防団員、警察官が指示した場合、それに従って避難してください。
- (9) 異変の起こった地域には、むやみに近寄らないでください。
- (10) 緊急時の連絡先は、以下の通りです。
宗像市対策本部 電話

3 避難実施要領の住民等への伝達

- (1) 担当職員等は、防災行政無線等を用いて、住民等に避難実施要領の内容を伝達する。その際、市の広報車や消防車両等あらゆる手段を活用する。
- (2) 上記と並行して、担当職員等は、避難実施要領について、自治会長、消防団分団長自主防災組織の長等にFAX等により、住民等への電話による伝達を依頼する。
- (3) 担当職員等は、避難行動要支援者の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。
- (4) 避難行動要支援者については、特に迅速な伝達を心がける。
- (5) 大規模集客施設や店舗等の事業者に対して、来客等の一時滞在者が一時避難できるよう伝達を行う。
- (6) 外国人に対しては、国際交流協会等必要な機関による協力を要請し、迅速な伝達に心がける。

4 避難の誘導

- (1) 職員等は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つ。
- (2) 防災活動服や腕章等の着用及び特殊標章等の提示により、避難誘導する者であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- (3) 混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- (4) 学校や事業者においては、教室内や堅ろうな事務所内に避難し、集団でまとまって行動するように呼びかける。

5 市担当者 宗像市対策本部避難誘導班 電話 FAX

パターン3 ゲリラ攻撃事案避難実施要領（例）

宗像市長第1号
△年○月○日 ○時○分

本市における住民等は この「避難実施要領」に基づいて、市職員、消防団等の避難誘導に従い、落ち着いて避難してください。

記

1 避難の経路・避難の手段その他の避難の方法

- (1) ○○校区の住民等は、○○町の○○市立○○小学校体育館を避難施設として、○月○日○時○分から○時○分を目途にバスを利用して避難を行います。

バス ○○校区の住民等は集合場所である○○中学校グラウンドに徒歩により、自治会、町内会、事務所等の単位で、○時○分から○時○分までを目途に集まってください。集合場所から、○○バス会社のバスにより、県道○○号線を利用して、○○市立○○小学校体育館に移動します。

- (2) ○○校区の住民等は、○○町の○○高校体育館を避難施設として、○月○日○時○分から○時○分を目途にバスを利用して避難を行います。

バス ○○校区の住民等は集合場所である○○中学校グラウンドに徒歩により、自治会、町内会、事務所等の単位で、○時○分から○時○分までを目途に集まってください。集合場所から、○○バス会社のバスにより、県道○○号線を利用して、○○高校体育館に移動します。なお、山間地域にある○○地区の住民等は、避難の方法の例外として、最寄りのバス停から集合場所までバスによる移動ができますので、最寄りのバス停に○時○分までに集まってください。

2 避難を行う住民等に関する伝達事項

- (1) 近隣の住民等に声をかけあうなど、相互に助け合って避難してください。
- (2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子やヘルメット（頭巾）で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履いてください。
- (3) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯、貴重品等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにしてください。また、パスポートや運転免許証等の身分証明書を身につけて避難してください。
- (4) 市の職員、消防職員、消防団員、警察官、自衛官の指示に従って避難してください。
- (5) 留守宅は戸締まりしてください。
- (6) 服装や携行品等から不審者と判断される場合には、市の職員、消防職員、消防団員、警察官、自衛官に通報してください。
- (7) 避難誘導から離脱してしまった場合などの緊急時の連絡先は以下のとおりです。
宗像市対策本部電話

3 避難誘導の実施

- (1) 職員の役割分担
避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等

を配置する。

- ・ 住民等へ避難実施要領を周知する要員 市職員 8 名を広報車 4 台に配置し、〇時〇〇分から住民等への周知を図ります。
各地区を管轄する消防団において、消防ポンプ車等により、〇時〇〇分から管轄地域における住民等への周知を図ります。
 - ・ 避難誘導を行う要員
集合場所及び事前に定められた公民館等に、市職員及び消防団員を〇時〇〇分までに配置します。
 - ・ 避難経路に配置する要員
市職員及び消防団員を〇時〇〇分までに避難経路の要所に配置します。
 - ・ 残留者を確認する要員 市職員及び消防団員を派遣し、残留者の確認を〇時〇〇分から行います。
 - ・ 市対策本部要員
市対策本部に市職員 25 名を配置し、対応にあたっております。
 - ・ 避難先地域への先行要員
宗像市対策本部の市職員を 2 名、〇時〇〇分までに市の公用車 2 台を使用し派遣します。
 - ・ 避難誘導の際の水、食料等支援要員
集合場所にそれぞれ市職員 を〇時〇〇分までに配置し、水等の支給を行います。
- (2) 高齢者、障がい者その他避難支援が、必要な避難行動要支援者に対する避難誘導誘導に当たっては、避難行動要支援者を優先的に避難誘導する。また、自主防災組織や自治会など住民等にも 福祉関係者との連携の下、市職員消防団等が行う避難誘導の実施への協力を要請する。

4 避難実施要領の住民等への伝達

- (1) 担当職員等は、防災行政無線等を用いて、住民等に避難実施要領の内容を伝達する。その際、市の広報車や消防車両等あらゆる手段を活用する。
- (2) 上記と並行し、担当職員等は、避難実施要領について、自治会長、消防団、自主防災組織の長等に F A X 等により伝達する。
- (3) 担当職員等は、避難行動要支援者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。
- (4) 避難行動要支援者については、特に迅速な伝達をこころがける。
- (5) 大規模集客施設や店舗等の事業者に対して、来客等の一時滞在者が避難できるよう伝達を行う。
- (6) 外国人に対しては、国際交流協会等を必要な機関による協力を要請し、迅速な伝達に心掛ける。

5 避難の誘導

- (1) 職員等は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つ。
- (2) 防災活動服や腕章等の着用及び特殊標識等の提示により、避難誘導する者であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- (3) 混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかける。
- (4) 学校や事業者においては、教室内や堅ろうな事務所内に避難し、集団でまとまって行動するように呼びかける。

6 市担当者 宗像市対策本部避難誘導班 電話 FAX

本市における住民等は、この「避難実施要領」に基づいて、とるべき行動を把握し、落ち着いて避難してください。

なお、今後の状況によっては、あらたに「避難実施要領」を策定することがあります。

記

1. 避難の方法

大手商業施設〇〇において化学剤が飛散しているおそれがあります。

直ちに、住民等は外出を控え、次の避難の指示が出されるまで、自宅もしくは近隣の施設内に避難してください。

その際、窓を閉めて、目張りにより室内を密閉するとともに、できるだけ窓のない中央の部屋や建物の上の階に避難してください。

2 避難を行う住民等に関する伝達事項

- (1) 室内では、扉、壁、窓ガラスから離れて座ってください。
- (2) 2階以上の建物の場合は、できるだけ上の階に避難してください。
- (3) 扉、窓を閉め、エアコン、換気扇を停止してください。ただし、室内が酸欠とならないよう注意してください。
- (4) 窓をテープで目張りするなど、できるだけ外気を遮断し、室内を密閉してください。
- (5) 化学剤の吸引を避けるため、マスクやタオル等で口を覆って避難してください。
- (6) 飲料水は密封されたミネラルウォーター等を使って下さい。
- (7) 屋内に入る時は、汚染物を身体から取り除くため、衣類を脱いでビニール袋や容器に入れ密閉し、その後、石けんで手及び顔、体をよく洗ってください。
- (8) 汚染された衣服をうかつに脱ぐと露出した皮膚に衣服の汚染された部分が触るおそれがありますので、はさみを使用するなど皮膚の汚染を防いでください。
- (9) 屋内でテレビ・ラジオなどを通じて、行政機関からの情報収集に努めてください。
- (10) 自家用車等を運転している場合は、できる限り道路以外に停車させて避難してください。
- (11) 子供のいる家庭では、玩具類を携行するなど、子供の不安解消を図ってください。
- (12) 市の職員、消防職員、消防団員、警察官が指示した場合、それに従って避難してください。
- (13) 異変の起こった地域には、むやみに近寄らないでください。
- (14) 緊急時の連絡先は以下のとおりです。

宗像市対策本部 電話番号

3 避難実施要領の住民等への伝達

- (1) 担当職員等は、防災行政無線等を用いて、住民等に避難実施要領の内容を伝達する。その際、屋外に出ない等、職員の安全に配慮して行う。
- (2) 上記と並行し、担当職員等は、避難実施要領について、自治会長、消防団分団長、自主防災組織の長等にFAX等により、住民等への電話による伝達を依頼する。
- (3) 担当職員等は、避難行動要支援者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。

- (4) 避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿を活用して、特に迅速な伝達を心がける。
- (5) 大規模集客施設や店舗等の事業者に対して、来客等の一時滞在者が避難できるよう伝達を行う。
- (6) 外国人に対しては、国際交流協会等必要な機関による協力を要請し、迅速な伝達に心がける。

4 避難の誘導

- (1) 職員等は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- (2) 防災活動服や腕章等の着用及び特殊標章等の提示により、避難誘導する者であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- (3) 混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- (4) 学校や事業所においては、原則として、教室内や堅ろうな事務所内に避難し、集団でまとまって行動するように呼びかける。

5 市担当部署 宗像市対策本部避難誘導班、電話番号、FAX番号

本市における住民等は、この「避難実施要領」に基づいて、とるべき行動を把握し、直ちに落ち着いて避難してください。

記

1 避難の方法

J R ● ○ 駅前でバス 2 台が、武装した複数の男にバスジャックされ、自爆テロ攻撃の恐れがあります。

住民等は、直ちに外出を控え、次の避難の指示が出されるまで、自宅もしくは近隣の鉄筋コンクリート造りなどの堅ろうな施設や建築物に避難してください。

2 避難を行う住民等に関する伝達事項

- (1) 扉、窓を閉めてください。
- (2) 地下のある建物の場合は、できるだけ地階に避難してください。
- (3) 室内では、扉、壁、窓ガラスから離れて座ってください。
- (4) 屋内でテレビ・ラジオなどを通じて、行政機関からの情報収集に努めてください。
- (5) 自家用車等を運転している場合は、できる限り道路以外に停車させて避難してください。
- (6) 子供のいる家庭では、玩具類を携行するなど、子供の不安解消を図ってください。
- (7) 市の職員、消防職員、消防団員、警察官が指示した場合、それに従って避難してください。
- (8) 異変の起こった地域には、むやみに近寄らないでください。
- (9) 緊急時の連絡先は以下のとおりです。

宗像市対策本部 電話番号

3 避難実施要領の住民等への伝達

- (1) 担当職員等は、防災行政無線等を用いて、住民等に避難実施要領の内容を伝達する。その際、市の広報車や消防車両等あらゆる手段を活用する。
- (2) 上記と並行し、担当職員等は、避難実施要領について、自治会長、消防団分団長、自主防災組織の長等に F A X 等により、住民等への電話による伝達を依頼する。
- (3) 担当職員等は、避難行動要支援者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。
- (4) 避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿を活用して、特に迅速な伝達を心がける。
- (5) 大規模集客施設や店舗等の事業者に対して、来客等の一時滞在者が避難できるよう伝達を行う。
- (6) 外国人に対しては、国際交流協会等必要な機関による協力を要請し、迅速な伝達に心がける。

4 避難の誘導

- (1) 職員等は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- (2) 防災活動服や腕章等の着用及び特殊標章等の提示により、避難誘導する者であること

の立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。

- (3) 混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- (4) 学校や事業所においては、原則として、教室内や堅ろうな事務所内に避難し、集団でまとまって行動するように呼びかける。

5 市担当部署 宗像市対策本部避難誘導班、電話番号、FAX番号